

2024年4月

お客さま各位

東奥信用金庫

## 定期預金口座開設時にマイナンバーの届出をご希望のお客さまへ

2024年4月1日より、口座管理法施行にともない預金口座開設およびその他のお取引に際して、預金口座への個人番号（マイナンバー）の付番についてご希望の有無をお伺いしております。ご希望のお客さまは下記のとおりお手続きをお願いいたします。

### 記

#### 1. マイナンバーの届出をご希望のお客さま

法令により、預金者は金融機関にマイナンバーを届出いただき、口座とひも付けすることで届出した金融機関の口座を把握することができます。マイナンバーの届出を希望される場合は、お手数ですが、お取引店へご来店いただき、お手続きをお願いいたします。

なお、届出いただいたマイナンバーは、所得税法、生活保護法、預金保険法、その他の法令の規定に基づく手続において当該預金者の預金口座を特定するために利用され得ることがございます。

- ※ マイナンバーの届出は任意のため、届出いただけない場合でもお取引に影響はございません。
- ※ 既にマイナンバーをお届けいただいているお客さまにもご案内しておりますので、ご容赦ください。
- ※ 口座登録法の制度（説明）はデジタル庁のサイトをご覧ください。

#### 2. 届出いただく際の必要書類・確認事項

確認事項	必要書類
口座管理法に基づく付番への同意	預貯金口座付番申込書（当金庫様式）
本人確認情報（氏名、生年月日、住所等）	本人確認書類※1
個人番号（マイナンバー）	個人番号が確認できる書類※2

※1 顔写真付きの公的書類による本人確認（1点で確認可能）または、顔写真のない公的書類による本人確認（2点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。詳細については申込時にお取引店へお問い合わせください。

※2 申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）」のいずれかの提示が必要となります。

#### 3. 本件に対するお問い合わせ

東奥信用金庫 アクセスセンター TEL 0120-367-969

以上